

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、グループ経営理念を定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

＜グループ経営理念＞

1. お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。
2. 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。
3. 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-10-1】「取締役等の指名・報酬等に係る任意の仕組み」

【補充原則4-2-1】「取締役等の報酬に係る中長期的なインセンティブ」

【補充原則4-1-3】「最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)についての監督」

今後、当社において指名・報酬等に関する独立社外取締役の適切な関与の仕組みを検討するとともに、中長期的なインセンティブとしての報酬体系、取締役会による最高経営責任者の後継者計画(プランニング)の監督等についても検討してまいります。

【補充原則4-11-3】「取締役会全体の実効性に係る分析・評価」

当社は新設会社のため、現段階では取締役会の実効性評価を実施するまでは至っておりません。今後は取締役会全体の実効性分析・評価手法等について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1-4】「株式等の政策保有に関する方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使基準」

当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(政策保有株式)第23条第1項及び第3項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則1-7】「関連当事者間の取引」

当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(株主の利益に反する取引の防止)第20条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則3-1(i)】「グループ経営理念」及び「グループ中期経営計画」

当社は、グループ経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。また、グループ中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/plan.html>)

【原則3-1(ii)】「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)第3条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則3-1(iii)】「取締役等の報酬決定の方針・手続き」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役・監査役の報酬等)第13条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則3-1(iv)】「取締役等の選任・指名の方針・手続き」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役の選任)第9条及び(監査役の選任)第12条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則3-1(v)】「当社の取締役及び監査役の個々の選任理由」については以下の通りです。

(取締役)

甲斐 隆博

当社グループの株式会社肥後銀行において、2009年から取締役頭取として経営全般を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

上村 基宏

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、2010年から取締役頭取として経営全般を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

下山 史一郎

当社グループの株式会社肥後銀行において、経営企画、営業、人事部門等の担当役員を歴任するとともに、2012年からは取締役専務執行役員に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

郡山 明久

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、経営企画、営業、人事部門等の担当役員を歴任するとともに、2014年からは専務取締役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

最上 剛

当社グループの株式会社肥後銀行において、経営企画、人事、審査部門等の担当役員を歴任するとともに、2015年に取締役専務執行役員に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

松永 裕之

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、営業支援部長を歴任し、2015年に執行役員経営企画部長に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

津曲 耕治

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、経営監理部長、監査役を歴任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

林田 達

当社グループの株式会社肥後銀行において、執行役員総合企画部長、執行役員経営統合準備室長を歴任し、2015年に取締役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役として選任しております。

渡辺 捷昭

本報告書「II. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。

末吉 竹二郎

本報告書「II. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。

(監査役)

上野 豊徳

当社グループの株式会社肥後銀行において、融資第二部長、監査部長、営業、人事部門等の担当役員を歴任し、取締役専務執行役員を経て2015年に監査役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査役に選任しております。

本村 悟

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、融資企画部長を歴任し、2013年に監査役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査役に選任しております。

関口 憲一

本報告書「II. 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。

田中 克郎

本報告書「II. 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。

田島 優子

本報告書「II. 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1】

「経営陣に対する委任の範囲の概要」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役会・取締役の役割)第8条第2項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則4-8】「独立社外取締役の有効な活用」

当社は、独立社外取締役を2名選任し、複数の独立社外取締役による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保することとしております。

【原則4-9】「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」別紙(社外役員の独立性判断基準)に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【補充原則4-11-1】「取締役会の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役の選任)第9条第2項及び第4項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【補充原則4-11-2】「取締役・監査役の他の上場会社役員兼任状況」

当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する状況は以下の通りです。

(取締役)

渡辺 捷昭
住友電気工業株式会社社外監査役

末吉 竹二郎
イオン株式会社社外取締役、株式会社エフピコ社外取締役

(監査役)
上 野 豊徳
グリーンランドリゾート株式会社社外取締役

関口 憲一
ヒューリック株式会社社外監査役

田中 克郎
株式会社アシックス社外取締役

田島 優子
株式会社千葉銀行社外取締役

【補充原則4-11-3】「取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要」
本報告書「1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-14-2】「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」
当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役・監査役への支援体制、トレーニング方針)第14条第1項に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

【原則5-1】「株主との建設的な対話に関する方針」
当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(株主との対話)第21条に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL: <http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936,071	4.52
明治安田生命保険相互会社	18,568,564	4.01
株式会社福岡銀行	12,620,730	2.72
株式会社みずほ銀行	9,521,241	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,341,000	2.02
宝興業株式会社	8,258,000	1.78
鹿児島銀行自社株投資会	7,920,696	1.71
岩崎産業株式会社	7,616,888	1.64
日本生命保険相互会社	7,361,812	1.62
肥後銀行従業員持株会	7,268,281	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 捷昭	他の会社の出身者											
末吉 竹二郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 捷昭	○	トヨタ自動車株式会社 顧問 トヨタ自動車株式会社グループとは当社の完全子会社である株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行と通常の銀行取引がありますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
末吉 竹二郎	○	国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問	大手金融機関の経営者、国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、財務・会計に関する経験と見識を有しており、会計監査人と定期的又は必要に応じて都度会合を持ち、報告を受け、意見交換等を行うなど、会計監査人と密接な連携を図ります。

また、監査役は内部監査部門である監査部と密接な連携を保ち、必要に応じ、監査部に対して調査を求める等、効率的かつ実効性のある監査を実施するよう努めてまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関口 憲一	他の会社の出身者													
田中 克郎	弁護士													
田島 優子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関口 憲一	○	明治安田生命保険相互会社 特別顧問 明治安田生命保険相互会社とは資本的関係があり、また、当社の完全子会社である株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行と通常の銀行取引がありますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	大手金融機関の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけると判断し、社外監査役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
田中 克郎	○	TMI総合法律事務所代表パートナー弁護士 当社の完全子会社である株式会社鹿児島銀行と同氏が代表を務めるTMI総合法	弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけると判断し、社外監査役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定

		律事務所との間には法律顧問契約が存在していますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
田島 優子	○	弁護士	検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけると判断し、社外監査役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入等の取締役へのインセンティブ付与が、当社にとって有効か否かについて、今後検討を継続していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示する予定であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額等を定めることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務を補佐する部署として経営企画部を、社外監査役の職務を補佐する部署として監査役室を設置しております。また、取締役会資料等は、事前に社外取締役及び社外監査役へ配布する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行＞

(1)取締役会は、法令、定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定する機関と位置付け、監督と執行を明確化すべく、付議事項・金額基準等を設定し、取締役会規程に定めております。

(2)取締役会規程に定めるもの以外の業務執行に係る執行は、代表取締役をはじめとした経営陣を構成員とするグループ経営会議を設置し、迅速・果断な意思決定に向け、審議の充実、活性化を図るとともに、効率的な業務執行と各部の役割・責任を明確にするため、「組織規程」、「職務権限規程」などの規程を制定しております。

(3)執行役員制度を導入し、取締役が担うべき「経営の意思決定機能及び取締役の職務執行の監督機能」と執行役員が担うべき「業務執行機能」とを分離し、それぞれが担うべき役割と責任を明確にすることで、機動的かつ効率的な業務執行を可能とする体制を整備しております。

<監督・監査>

(1)取締役会による監督

取締役会は、取締役の職務執行の監督機関と位置付け、独立的かつ中立的な立場の社外取締役2名を含む10名の取締役が、定期的かつ必要に応じ、各取締役より職務執行の報告を受け、取締役の忠実義務、善管注意義務等について監督する体制としております。

(2)監査役監査

年度毎の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会、経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席、監査部・リスク管理担当部署等からの定例報告及びヒアリング等に加え、財務等の企業経営に関する相当程度の知見を有する監査役による会計監査に関するモニタリング及び検証等を実施する体制としております。

(3)内部監査

当社の監査部は、被監査部署から独立した体制をとり、年度毎の監査方針及び監査計画に基づき、内部管理態勢(リスク管理態勢含む)等の適切性、有効性を監査する体制としております。また、監査部は、内部監査の内容について、取締役会、経営会議及び監査役等へ報告する体制としております。

(4)会計監査

有限責任監査法人トーマツが会計監査業務を執行いたします。

<指名・報酬決定>

取締役は、取締役会において候補者を選定し、定款の定めにより、株主総会において選任します。

監査役は、監査役会の同意を受け、取締役会において候補者を選定し、定款の定めにより、株主総会において選任します。

取締役及び監査役の報酬は、定款の定めにより、株主総会において決議します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役10名(うち社外取締役2名)にて組織する取締役会において、経営の意思決定及び取締役の職務執行を監督するとともに、監査役5名(うち社外監査役3名)及び監査役会において、その履行状況などを監査する体制が経営効率の向上やコーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断し、現行の監査役制度を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	他企業の株主総会を勘案の上、集中日を回避するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を採用する予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用する予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を当社ホームページに掲載するとともに、東京証券取引所及び議決権行使プラットフォームに提供する予定であります。
その他	株主総会、配当金のご案内等を当社ホームページに掲載する予定であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(適切な情報開示と透明性の確保)第25条に記載しておりますので、ご参照ください。 (URL: http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向け説明会を実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家向けの説明会を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報、会社説明会資料等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3章(株主の権利・平等性の確保)、第4章(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)に記載しておりますので、ご参照ください。 (URL: http://www.kyushu-fg.co.jp/company/governance.html)
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地域社会の一員として環境保全活動、CSR活動を積極的に実施し、地域の社会、文化、環境等の発展に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供のために、「適時開示」に係る規則を定め、情報開示が適切に行われる体制としております。
その他	当社グループは、女性の活躍に向けた取り組みとして、仕事と育児の両立支援制度の整備・拡充しており、女性が活躍するための継続的な人材育成を行い、女性管理職等の積極的な登用を図ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A. 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- B. 当社は、グループのコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス・リスク統括部を設置するとともに、グループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を審議するコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の整備・充実を図っております。
- C. 当社は、グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。
- D. 当社は、グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。
- E. 当社は、グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関するグループの通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。
- F. 当社は、グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループの法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A. 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。
- B. 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのコンプライアンス・リスク統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。
- C. 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。
- D. 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A. 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営会議、各種委員会を設置し、「グループ経営会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。
- B. 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。

(5) 当社並びにグループ内会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- A. 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。
- B. 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。
- C. 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し、「組織規程」に基づき、子会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。
- D. 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備しております。
- E. 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。
- F. 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又は当社グループの監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査役室に配置しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- A. 当社は、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査役の指揮命令下に置くものとしております。
- B. 当社は、「監査役補助使用人に関する規則」を定め、監査役の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査役の同意を得るものとしております。

(8) 当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A. 当社は、当社グループの「監査役への報告規程」を制定し、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査役又は監査役会に報告する体制を整備しております。
- B. 当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査役への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査役に報告を行うとともに、監査役から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査役に報告を行っております。
- C. 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等が発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査役に直接報告することができる体制を整備しております。また、コンプライアンス・リスク統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査役に報告しております。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの「監査役報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が費用の前払い等の請求をした場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A. 監査役は、「取締役会規程」、「グループ経営会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営会議・各種委員会等に出席し、意見を述べることができます。

B. 取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査役と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

C. 当社又は子会社の監査部は、監査結果について監査役に定期的に報告するとともに、監査役室と適切に連携し、監査役監査が実効的に行われる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定めております。

A. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体で対応し、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

B. 反社会的勢力への対応に備え、警察、弁護士等の外部専門機関と平素より緊密な連携関係を構築します。

C. 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。

D. 反社会的勢力に対する資金提供や利益供与は絶対に行いません。

E. 反社会的勢力の排除、取引未然防止に向け、管理態勢等の整備を図ります。

(2) 整備状況

当社のコンプライアンス・リスク統括部において、当社及びグループの反社会的勢力に関する情報を一元管理し、情報の収集・共有化に努めてまいります。

